

令和3年度第2回 舞鶴市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和4年2月7日(月) 午後1時30分～3時30分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室 (Web会議)	
出席委員氏名	<small>たか はし ゆき お</small> 高橋 行雄 (弁護士) 委員長 <small>たまだ かずや</small> 玉田 和也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) <small>かみ こあきお</small> 上子 秋生 (学校法人立命館大学教授) 委員長代理	
議事概要	1 開会あいさつ (堤副市長) 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告 入札状況等について事務局より報告 (2) 令和3年4月～令和3年9月までの建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明 (3) 入札契約手続きの改善に関する審議 平成30年7月の改正以降の実施状況を説明 4 その他 ・次回の抽出担当に上子委員を選出した。 ・次回の開催は令和4年7月又は8月を予定する。	
審議対象期間	令和3年4月1日～ 令和3年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考) 入札対象件数 88件
一般競争入札	4件	
指名競争入札	1件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	議事(1)関係 特になし 議事(2)関係 総合評価方式の選択については、ある程度納得のいく基準を作っていくのもいいと思う。 4月になってからでは間に合わない等、実施しにくいものは、前年度中に準備や学識経験者の調整など行うような体制を整えてはどうかと思う。役所の都合で時期的に間に合わないからやめておこうとか、年間1件だけやらないといけないからするというような姿勢だけは今後改めてほしいと思う。 最低制限価格変動制度の効果が表れている。 議事(3)関係 事後公表の試行実施を継続してほしい。 制度の肝を捉えて長期的に対話を重ねられるよう進めてほしい。 今回の意見の方向で、これからも考えていってほしい。 全体を通して 何かしら風穴を開けようとする努力を今後も続けてほしい。	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
上半期ではあるが、これまでよりもばらつきが少なく、辞退者も減っている状況が読み取れる。	
<p>グラフを見ると、高額になるほど最低制限価格の予定価格に対する率も高くなる傾向があることが読み取れるが、これは制度的な要因によるものか。</p> <p>この時期、大雪への対応を考えても地元業者の育成が必要であるが、市内業者と市外業者の受注状況の推移を見ると、どちらかと言うと市外業者の落札が増える傾向にあるように思えるが、どのように認識しているか。</p>	<p>最低制限価格の算定に用いる経費の比率の違いによって、高額な工事ほど最低制限価格の予定価格に対する率が高くなるものです。</p> <p>今年度上半期は特に市外業者が参加するJVなどの工事もなく、市外業者の受注は専門工事のみで、殆どが市内業者への発注となっており、市内業者の状況が変わったというものではありません。</p>
<p>応札率の分布の変化のグラフを見ると、全体ではM型の傾向が表れているが、その理由は何と考えられるか。</p>	<p>全体の入札件数の内、土木工事が多くを占めていますが、水道施設や電気工事等ある程度件数のあるものが土木工事と少し異なる傾向となっているためです。</p>

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出のポイント (玉田委員)
<p>案件① 高額 案件② 総合評価方式で高額 案件③ 約20%の変更率 案件④ 参加者1者、最低制限価格変動適用 案件⑤ 最低制限価格変動適用</p>

案件① 静溪ポンプ場建設(第21-1) 工事

意見・質問	回答等
<p>工事の内容としては、河川の中はかなり深い部分まで地盤改良して構造物を作るということで、いろんな技術を使って周辺の家に影響を及ぼさないようにする案件なのかなと思う。</p> <p>技術提案を求める入札方法(総合評価方式)もあったと思うが、それを選択しなかったのはなぜか。</p>	<p>1つの背景として、年度単位で全体的な入札方式の調整を行っているところですが、総合評価方式は学識経験者の意見聴取など、かなり事前の準備を要することもあり、年度当初の発注が難しいことがあります。</p>
<p>前回の案件同様、工事内容と入札方法のミスマッチに違和感がある。</p> <p>その他、失格者が多い結果など仕方ない部分もあるが、入札方法の選定がまずいのかなと思った。</p> <p>事務的、ノルマ的などところもあるかもしれないが、本来、技術的な視点で入札方法を選択す</p>	<p>総合評価方式などの入札方法の選択は、慣例的に年度単位で調整していましたが、もう少し長期的に実際の工事に合った形で発注できるよう検討したいと思います。</p>

るのがよいと思う。	
役所は年度末を区切りとしがちなのだが、少なくとも入札が年度内であれば問題ないように思うので、前もって準備することを考えていただきたい。	
J Vの構成要件について、930点以上の者を代表とする3者でJ Vを結成することが示されているが、930点以内の者又はそれを含むJ Vでの参加は認められないのか。	J Vを要件とするときは、市内業者の受注機会の確保をかなり意識しています。 市外業者と市内業者の組み合わせの場合を含め、J Vを参加要件とする案件では必ず要件を満たす形を求めています。
現状では、失格になるかならないかが一番の問題であるが、参加者が少ないと最低制限価格近くの入札を避けることもあると思われるが、多くの者でJ Vを結成させることによって入札結果や落札率に影響を与えるということはないか。	土木一式のA等級の登録業者は36、7社あり、その内930点以上の業者も16社いますので、十分競争が働き、また通常の競争の延長で全員に参加の機会がある形と考えています。
入札結果を見ると殆どの参加者の入札価格が僅差であるが、これはどう理解すればいいか。	工事の入札では予定価格を事前公表していることもありますが、入札にあたっては積算における金抜設計書も示しており、業者の積算レベルが高いことが結果に表れていると思われます。
多くの参加者が同じように予想して、予定価格にパーセンテージを掛けて入札金額を決めたということは考えられるか。	実際の入札では、細かな積算を積み上げていると思います 業者の積算精度が高く、市の最低制限価格の傾向も分析して応札された結果と思われます。
入札価格が僅差になっていると何となく不自然な感じもするので、金額の大きなものは総合評価などの要素を入れるのもいいのかなと思う。 当てずっぽうで入札しても運良く落札するかもしれないというのは腑に落ちない。	当てもの的な表現をされる場合もありますが、制度的に最低制限価格を設ける入札の結果として仕方ないところと思っています。この案件も、他の案件同様に全員が下回れば変動適用としていたところです。

案件② 赤れんが博物館前広場他整備工事

意見・質問	回答等
工事概要、落札者の決定に至る過程及び評価内容についての説明を聞いて、結局のところ、人の出入りが多い所の安全管理と締め固めの品質管理を重視した総合評価方式であることを理解した。この案件を総合評価方式にした理由は分かったが、私の判断基準では、1つめの案件の方が市民の安心安全、財産を守るという意味では重要と考えるところであり、それを価格競争で行い、この案件を総合評価方式で行うのは解せないなと感じた。	

<p>安全管理等は仕様書で示して価格競争でもよいような気がしたが、おかしいから止めるべきと思っているのではなく、最も基本的なこととして、いろんな形を捉えることお勧めする。</p> <p>年間1件程度ということだったのかもしれないが、実施のない年があってもいいので、どれを総合評価方式にするか、ある程度納得のいく基準を作っていくのもいいと思う。</p> <p>その中でも、4月になってからでは間に合わない等、実施しにくいものは、前年度中に準備や学識経験者の調整など行うような体制を整えてはどうかと思う。</p>	<p>仰るとおりで、年間1件程度はJVで総合評価方式をしており、本件が金額的にも高額で時期的にも対応しやすく、施工計画提案も見込める内容であることから取り組んだところです。</p>
<p>どのような入札方式をとるのかは重要なポイントで、役所の都合で時期的に間に合わないからやめておこうとか、年間1件だけやらないといけないからするというのは、論理が過ぎるので、そのような姿勢だけは今後改めてほしいと思う。</p>	

案件③ 平工業団地1号線他市内一円道路施設整備工事

意見・質問	回答等
<p>変更の内容は理解した。</p> <p>この工事は分散した地域をまとめて発注しているが、このような発注方法は毎年何件あるのか、それとも今年度偶然なのか。</p>	<p>地域からの陳情や要望をある程度集めて発注している状況です。</p> <p>施設の修繕に限らず、舗装修繕などでも同じように地域をまとめて発注しています。</p>
<p>ある程度まとめて入札するよりも、その都度随契で対処していった方が住民サービスとしてはいいように思える。</p> <p>また、可能か分からないが、それぞれについての積算が客観的にできるのであれば、前もって入札して契約しておいて1年間頼むということはできないのか。</p>	<p>当然、緊急性を要する場合は随契で対応していますが、細かな工事になると業者側の手間も割高になりますので、ある程度計画が立てられるものについてはまとめて発注した方が計画的なことができますし、費用的にも安くなりますのでまとめています。</p>
<p>この工事は大浦地区を中心に行っていると思うが、他の地域でも同じようにまとめているのか。</p>	<p>ある程度地域ごとにまとめて発注しています。</p>

案件④ 西舞鶴駅西口駐輪場整備工事（その2）

意見・質問	回答等
<p>最低制限の変動制度の効果が表れた良い事例と思うが、なぜ1者しか参加しなかったと考えられるか。</p>	<p>この時期他の案件も重なって、他を選ばれたのかなと思います。今回の落札業者は昨年と同工事で落札した業者でありましたので、今回も参加してくれたものと思います。</p> <p>上半期で参加者が1者になった案件はこの案件のみで昨年より数は少ないところですが、例えば、発注の平準化の視点で見直していけば若干でも参加が期待できるのかなと感想を持っています。</p>

<p>新しい制度が上手く働いた例だと思う。 参加者全員が当初の最低制限価格を下回った場合、入札者の金額を平均するだけだと、1者の場合は1円でも平均になるが、その辺りの対応は大丈夫か。</p>	<p>平均の際は異常値を除くようにするため、予定価格の70%を下回るものは平均からは排除しています。</p>
<p>令和2年度と同じ場所の工事は何社が参加してどこが落札したのか。</p>	<p>昨年度の工事は、4社が参加して(株)シバタ工務店が落札しました。</p>
<p>今回は同じ場所ということで、他の業者が遠慮したということはないか。</p>	<p>建設工事の入札は、最低制限価格付近の入札が殆どで、そのような遠慮等は感じないところです。</p>
<p>実質的に、暗黙の内に配慮が働いているとすれば、何らかの工夫がいるように思う。</p>	

案件⑤ 舞鶴西総合会館トイレ設備改修工事

意見・質問	回答等
<p>コロナ禍で便器や給湯器などが品薄になり入手困難になった時期と重なったと思うが、物品の購入価格等に関して受注者から何か話はなかったか。</p>	<p>品薄の情報は9月に入って早々に出てきた話でありましたが、この工事は8月上旬に契約しており、急ぎ納入仕様を決定して発注しましたので、特に影響を受けることなく、価格、工期とも工期間中に終わることができました。</p>
<p>最低制限価格の変動に関して、落札者以外から何らかの苦情等はなかったか。</p>	<p>苦情等はありません。 平成30年7月から新しいルールを運用しておりますが、ホームページでの周知に加え、入札公告等に必ず記載していきまして、さらに電子入札システムで落札者決定の通知をする際も、変動して落札者を決定したことを記載しております。</p>
<p>新しい制度がうまく働いた例と思うが、業者側から見ると、平均値の下であった場合は何らかの疑問を感じている気がする。 すぐにはとはいかないかもしれないが、方向としては平均値でなく、異常値を除いた平均から何パーセント下にするというように、沢山まとまっている中での一番下というイメージで検討していただきたいと思う。</p>	<p>前回の委員会で報告した検討案がそれに近いかもしれません。平均だと入札者主体の価格であって、最低制限価格の意味を考えると、市が定める価格とするのがいいのではないかとということで、検討を続けております。</p>
<p>平均以外では標準偏差等の方法も考えられるところであるが、入札者が少ない時に難しいところがあると思われる。今のところ特に問題が生じていないのであれば、しばらく継続して、業者にアンケートを取るといったのもいいと思うがどうか。</p>	<p>全員に聞く機会もありますが、今のまま続けて、さらに検討という形で建設業協会と意見交換の機会等で聞いてみたいと思います。</p>

<p>本件のように輸入品等市況に影響を受けやすい商品が中核を占める場合、発注時期をいつにするのがいいとか、発注側の対策や工夫をどのようにしているのか。</p>	<p>本件のように金額の大きい工事は工期を長く取る必要があることから上期の発注としたので、9月からのコロナの影響を受けなかったのですが、その後に発注した衛生機器の案件では若干影響を受けたところで、正直予想できなかったところですが、対策としましては、メーカーや受注業者と情報交換して、可能な限り工期に間に合うよう努力していただいています。</p>
---	--

「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善について」関係

意見・質問	回答等
<p>国交省の資料では予定価格の事前公表を喜んでいないように思えるが、舞鶴市が予定価格の公表、非公表を考えながら試行するのは非常にいいことと思う。</p> <p>工事によっては最低制限価格を事前に公表することも含めて、公開非公開を俎上に載せて考えていくのがよいと思う。</p>	<p>国は会計法、自治体は地方自治法のルールの中で、若干の違いによって、自治体は予定価格の事前公表が可能となっている訳ですが、全国的に平成12、13年辺りから事前公表が広がり始め、舞鶴市も平成16年の事件を機に事前公表に切り替えた訳ですが、その後徐々に国が事後公表の方向に主導する中で、本市も平成29年に検討し、僅かですが事後公表を試行し始めたところです。</p> <p>最低制限価格を事前に公表している自治体もありますが、恐らくは公表しても影響がない状況なのかなと思っています。</p> <p>公表非公表については国の表現も変わってきておりますし、試行という形で事後公表ができるようメニューは整えていますので、今後の動向を踏まえ検討していきたいと考えています。</p>
<p>令和2年度、3年度上半期に予定価格の事後公表の実績がないのは、何か理由があるのか</p>	<p>事後公表の対象としては、令和元年に実施した工事のようにオールジャパンの企業を対象とするような案件が適していると考えているところですが、事前公表と比べて情報の取扱い等大きく異なるところもあり、工事発注課にもプレッシャーがかかることなどもあります。</p>
<p>今年度、1、2件取り入れてみてはどうか。 試した結論が出ないと試したことになるので、ぜひ試みを継続してほしい。</p>	<p>総合評価方式や予定価格の事後公表の対象をどれにするか等、早めに調整できるようにしていきたいと思います。</p>
<p>とりあえずやるというよりも、ふさわしい内容、制度の目指すところや制度の裏にある肝を捉えて行ってほしい。 その結果について対話を重ねて、5年、10年のスパンで見ればいろいろなバリエーションができていくというのが大切と思う。</p>	
<p>舞鶴市の姿勢として、国交省が言っているから変えるというのではなく、いろいろ足枷手枷がある中でいろいろ試そうとしていることを評価している。今回の意見の方向で、これからも考えていってほしい。</p>	

○全体を通して

<p>1者のみの入札や一番高い者が落札した事例も見られるが、その理由も分かってきており、それに対して何かしら風穴を開けようとする努力を今後も続けてほしい。</p>	
<p>土木予算が減っている中での市の除雪対応に感謝している。また、除雪を行う建設会社の運転手の高齢化も聞くところであり、予算の減少傾向と合わせて茫漠とした不安を感じている。(コメント)</p>	